

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人阪和育英会（以下「本育英会」という。）定款第13条、第28条及び第29条の規程に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは定款第29条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）の実費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本育英会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 監事の報酬は年額とする。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 5 役員等には賞与、退職金は支給しない。
- 6 顧問については、報酬等を支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 本育英会の理事の報酬は各年度の総額が300万円を超えない範囲内において別記1のとおりとする。
- 2 本育英会の監事の報酬は各年度の総額が20万円を超えない範囲内において別記2のとおりとする。
- 3 本育英会の評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内において別記3のとおりとする。

(報酬の支給日)

- 第5条 理事の報酬は理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。
- 2 監事の報酬は、各年度の最初の理事会開催日に支払うものとする。
- 3 評議員の報酬は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 本育英会は、役員、評議員及び顧問がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

- 第8条 本育英会は、この規程をもって、公益財団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別記1

理事会出席の都度、謝金として1人一律5万円

別記2

年間報酬額として、1人一律5万円

別記3

評議員会出席の都度、謝金として1人一律2万円